

2023年9月13日

お客様各位

京セラ関電エナジー合同会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」継続に係る電気料金の措置について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、負担緩和策）」の小売電気事業者として、下記の措置を実施しております。

[[2023年1月23日](#)お知らせ済み]

今回、2023年1月ご使用分料金から2023年9月ご使用分料金までの措置とされていた負担緩和策が、2023年12月ご使用分料金まで継続されることとなったことに伴い、下記の措置を引き続き実施させていただきます。
なお、本措置の適用にあたり、お客さまからのお申込みは必要ございません。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

- ・2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策となります。
- ・詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

2. 適用対象（継続前から変更無し）

当社と系統電力の電気需給契約があるお客さま

3. 期間

2023年10月ご使用分～2023年12月ご使用分
※2023年11月分料金～2024年1月分料金

4. 実施措置内容

	電気料金軽減措置（税込）
値引き単価	1 kWhあたり3.5円

5. 電気料金軽減措置の反映方法

各月の燃料費調整単価から電気料金軽減措置を差し引く形で、値引きを実施いたします。

以上